

別記 うなぎ稚魚漁業における制限措置

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
うなぎ稚 魚漁業	火光利用す くい網漁業	1人	(船舶の使用は認めない)	1 燧共第 31 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (ただし、西条市氷見塩釜樋門、同市禎瑞難 波樋門及び同市港干拓樋門に近接する水面 に限る。) 2 内共第 7 号第 5 種共同漁業権漁場区域 3 西条市御舟川西ひうち橋、同市広江川広江 川橋及び同市一ツ橋川一ツ橋の下流端から 上流の水域	12. 15～ 翌 4. 30	新居浜市又は西条 市に住所を有する 者
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 伊共第 11 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (松山市立岩川立岩橋及び同市粟井川粟井 川橋の下流端から海に至る河口水域に限 る。) 2 伊共第 66 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (伊予市大谷川川口第 1 樋門下流端から海に 至る河口水域に限る。) 3 松山市松山空港東側旧東角と同市帝人埋 立地護岸西角と陸岸によって囲まれた海面 (松山市堂之元川川口第 1 樋門下流端から 海に至る水域を含む。) 4 伊共第 63 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (松山市吉田浜船溜防波堤突端と同防波堤 突端から真方位 270 度直線上同市松山港吉田 浜地区防波堤との交点を結んだ直線と陸岸 とによって囲まれた海面のうち、漁業権の設 定されていない海面。) 5 松山市垣生北防波堤突端と同市垣生 4 号岸 壁北突端とを結んだ直線と陸岸とによって 囲まれた海面(松山市洗地川及び同市三段地 川の川口第 1 樋門下流端から海又は貯木場 に至る水域を含む。) 6 松山市立岩川立岩橋及び同市粟井川粟井 川橋の下流端から上流の水域 7 松山市堂之元川及び同市洗地川の川口第 1 樋門下流端から上流の水域 8 伊予市大谷川川口第 1 樋門下流端から上 流の水域 9 八幡浜市宮内川及び同市喜木川の川口右 岸突端と同川川口左岸突端とを結んだ線か ら上流の水域	12. 15～ 翌 4. 30	松山市に住所を有 する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	伊共第 59 号第 1 種共同漁業権漁場区域内に 設定する次のアからエまでの点を順次結んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれ た海域(漁業権が設定されていない海面並びに 松山市大川、同市久万川及び同市太山寺川の川 口第 1 樋門下流端から海に至る水域を含む。) ア 愛媛食肉公社株式会社西端から真方位 270 度 100 メートルの点 イ アの点から真方位 0 度 100 メートルの点 ウ エの点と松山市野忽那島牛ヶ口鼻突端 とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から	12. 15～ 翌 4. 30	松山市に住所を有 する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
				300メートルの点 エ 松山市上人堂川川尻最大高潮時海岸線 における左岸端		
		1人	(船舶の使用は認めない)	伊共第 63 号第 1 種共同漁業権漁場区域内に 設定する次のアからオまでの点を順次結んだ 4 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ た海域(漁業権が設定されていない海面及び松 山市吉田港並びに松山市堂之元川、同市洗地 川、同市三段地川の川口第 1 樋門下流端から海 又は貯木場に至る水域を含む。ただし、松山空 港管理施設を除く。) ア 松山市北吉田町忽那山山頂 イ アの点から松山市由利島南端とを結ん だ直線上最大高潮時海岸線から 1,250 メ ートルの点 ウ エの点から山口県小水無瀬島島頂とを 結んだエの点から直線上 1,000 メートル の地点 エ オとカの点を結んだ直線の中央点 オ 松山市重信川河口右岸標識 1 号中心点 カ 松山市重信川河口左岸標識 2 号中心点	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有 する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 伊共第 59 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 に設定する次のアからエまでの点を順次結 んだ 3 直線及び最大高潮時海岸線とによって 囲まれた海域(漁業権が設定されていない海 面並びに松山市大川、同市久万川及び同市太 山寺川の川口第 1 樋門下流端から海に至る水 域を含む。) ア 愛媛食肉公社株式会社西端から真方位 270 度 100 メートルの点 イ アの点から真方位 0 度 100 メートルの点 ウ エの点と松山市野忽那島牛ヶ口鼻突端 とを結んだ直線上最大高潮時海岸線から 300 メートルの点 エ 松山市上人堂川川尻最大高潮時海岸線 における左岸端 2 伊共第 62 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 に設定する次のアからウまでの点を順次結 んだ 2 直線及びエからオまでの直線と最大高 潮時海岸線とによって囲まれた海域(漁業権 が設定されていない海面並びに松山市宮前 川襖橋下流端から海に至る水域を含む。) ア 松山市明神鼻標柱中心点 イ アの点から山口県小水無瀬島島頂とを結 んだ直線上最大高潮時海岸線から 350 メー トルの点 ウ 松山市三津ふ頭北西岸壁端 エ 松山市三津ふ頭南西岸壁端 オ 松山市三津外港第 1 ふ頭北西端	12.15～ 翌4.30	松山市に住所を有 する者

知事許可 漁業の種類	漁業種類	許可等を すべき漁 業者の数	船舶の総トン 数及び推進機 関の馬力数	操業区域	漁業時期	知事許可漁業を 営む者の資格
		1人	(船舶の使用は認めない)	伊共第 64 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (伊予郡松前町国近川及び同町長尾谷川の川 口第 1 樋門下流端から海に至る水域を含む。)	12. 15～ 翌4. 30	伊予郡松前町に住 所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 大洲市沖浦漁港区域内の海面 2 大洲市長浜港区域内の海面(ただし、同市 晴海埋立地西端から北東側の水域並びに長 浜港港湾管理者が示す採捕禁止区域を除 く。) 3 西予市三瓶漁港区域内の海面 4 八幡浜市千丈川川口右岸突端と同川川口 左岸突端とを結んだ線から上流の水域 5 八幡浜市宮内川及び同市喜木川の川口右 岸突端と同川川口左岸突端とを結んだ線か ら上流の水域 6 南宇和郡愛南町菊川湊橋、同町蓮乗寺川馬 瀬橋、同町僧都川やたの橋及び同町惣川満倉 橋下流端から上流の水域	12. 15～ 翌4. 30	大洲市に住所を有 する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	肱川下流域(大洲市長浜甲 576 番地(水族館 跡)前の地区整理記念碑(肱川右岸)と同市沖 浦港北防波堤東北端角(肱川左岸)を結んだ直 線より上流の肱川水系	12. 15～ 翌4. 30	大洲市に住所を有 する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	1 宇共第 44 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (南宇和郡愛南町菊川湊橋、同町蓮乗寺川馬 瀬橋及び同町僧都川やたの橋下流端から海 に至る河口水域に限る。) 2 宇共第 52 号第 1 種共同漁業権漁場区域内 (南宇和郡愛南町惣川満倉橋及び同町岩水 川岩水橋下流端から海に至る河口水域に限 る。)	12. 15～ 翌4. 30	南宇和郡愛南町に 住所を有する者
		1人	(船舶の使用は認めない)	重信川下流域(松山市西垣生町重信川右岸標 識 1 号と伊予郡松前町塩屋重信川左岸標識 2 号とを結んだ直線から、川口大橋上流端より 150 メートル上流の砂防堰堤との間の区域)	12. 15～ 翌4. 30	松山市、伊予市、 東温市、伊予郡松 前町又は伊予郡砥 部町に住所を有す る者